**新・府有施設等緑化推進計画における緑化基準未達成施設　中間評価**

平成28年４月に策定した「新・府有施設等緑化推進計画」（以下、本計画という。）は、「みどりの風を感じる大都市・大阪」の実現に向け、府有施設の緑化を率先して推進する必要があるため、大阪府自然環境保全条例第31条第2項に基づき策定したものである。

本計画期間は、平成28年から平成37年（令和７年）度までの10年間となっている。

このたび、本計画、第4-1に基づき中間評価を行った。

**１．建築物及びその敷地**

**〇緑化の現状について**

　 緑化すべき施設のうち、緑化基準達成施設は当初計画の５１５施設から574施設となった。これにより緑化基準を達成している施設は85.5％から88.3％と、この５年間で2.8ポイント増加した。

部局別所管施設と緑化すべき施設数、緑化基準達成施設数、達成率（令和２年度末時点）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 部　局　名 | 緑化すべき施設数 | 緑化基準達成施設数 | 達成率（％） |
| (Ａ) | 　(Ｂ) | (Ｂ)／(Ａ) |
| 政策企画部 |  2 ( 2) |  2 ( 2) | 100.0 (100.0) |
| 総務部 |  9 ( 2) |  4 ( 1) |  44.4 ( 50.0) |
| 財務部 |  10 ( 10) |  3 ( 3) |  30.0 ( 30.0) |
| 府民文化部 |  8 ( 7) |  7 ( 6) |  87.5 ( 85.7) |
| 福祉部 |  14 ( 13) |  9 ( 8) |  64.3 ( 61.5) |
| 健康医療部 |  17 ( 17) |  9 ( 8) |  52.9 ( 47.1) |
| 商工労働部 |  9 ( 9) |  5 ( 5) |  55.6 ( 55.6) |
| 環境農林水産部 |  8 ( 7) |  8 ( 6) | 100.0 ( 85.7) |
| 都市整備部 |  25 ( 29) |  25 ( 28) | 100.0 (96.6) |
| 建築部 | 273 (249) | 268 (246) |  98.2 ( 98.8) |
| 教育庁 | 180 (169) | 157 (145) |  87.2 ( 85.8) |
| 警察本部 |  92 ( 88) |  74 ( 57) |  80.4 ( 64.8) |
| 大阪港湾局 |  3 (-) |  3 (-) | 100.0 （-） |
| 計 | 650 (6０２) | 574 (5１５) |  88.3 ( 85.5) |

（　　）内の数値は計画策定当初の数値

**（緑化基準の達成目標）**

達成目標については計画期末において、緑化基準達成率を90%と設定している。

**（緑化対象施設の状況）**

府及び府が設立した地方独立行政法人が設置又は管理する施設のうち、緑化すべき施設は、計画当初の602施設から、令和２年度末時点における緑化すべき施設数は650施設となった。

**２．都市基盤施設**

**〇緑化の現状について**

　 緑化すべき施設のうち、河川を除くすべての施設で緑化基準を達成した。河川については93.1％から99.4％と、この５年間で6.3ポイント増加した。

施設別　緑化基準達成施設数及び達成率（令和２年度末時点）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 施設 | 数量を把握する施設 | 単位 | 対象数量 | 達成数量 | 達成率(%) |
| (Ａ) | 　(Ｂ) | (Ｂ)／(Ａ) |
| 下水道 | 水みらいセンター | 箇所 | 14（14） | 14（14） | 100.0（100.0） |
| 都市公園 | 50%のもの | ― | 箇所 | 16（16） | 16（16） | 100.0 （100.0） |
| 90%のもの | ― | 箇所 | 3（ 3） | 3（ 3） | 100.0 （100.0） |
| 道路 | 歩道 | km | 237.8（241） | 237.82（232 ） | 100.0（96.3） |
| 港湾施設 | 港湾緑地 | ha | 71.70（79） | 71.67（71） | 100.0（89.8）  |
| 河川 | ― | km | 278.4（274） | 276.7（255） | 99.4 （93.1） |

（　　）内の数値は計画策定当初の数値

**３．緑化基準達成に向けて**

　　中間評価を踏まえ、計画期間内での目標達成が見込まれることから、計画見直しは行わず、引き続き、現計

画にて府有施設等の緑化の推進に努める。また、緑化基準の達成率向上を図るため、毎年の現況調査及び

目標達成に向けた現地確認の上、必用な調整を行うことにより、緑化基準の目標達成を目指す。